

議案第七号

港区立精神障害者地域活動支援センター条例及び港区立障害者グループホーム条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成三十年二月十四日

提出者 港区長 武井雅昭

港区立精神障害者地域活動支援センター条例及び港区立障害者グループホーム条例の一部を改正する条例

(港区立精神障害者地域活動支援センター条例の一部改正)

第一条 港区立精神障害者地域活動支援センター条例(平成二十七年港区条例第十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第二号中「第五条第十六項」を「第五条第十八項」に改める。

(港区立障害者グループホーム条例の一部改正)

第二条 港区立障害者グループホーム条例(平成二十五年港区条例第四十九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第五条第十五項」を「第五条第十七項」に改める。

付 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

(説 明)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第六十五号）の施行による障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるため、本案を提出いたします。